

○千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則

平成三十一年二月十五日規則第八号

(趣旨)

**第一条** この規則は、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第一項の規則で定める産業廃棄物)

**第二条** 条例第二条第一項の規則で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物とする。

- 一 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- 二 鋳さい
- 三 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 四 ばいじん
- 五 その他知事が定める産業廃棄物

(条例第二条第一項の規則で定める処理)

**第三条** 条例第二条第一項の規則で定める処理は、固化、凝集、天日乾燥その他知事が定める処理とする。

(条例第二条第一項の規則で定める行為)

**第四条** 条例第二条第一項の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の適用を受ける行為のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 法第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条第十二項の規定の適用を受ける運搬若しくは処分に伴う保管として行う再生土の堆積又はこれらの規定の適用を受ける処分として行う再生土の堆積
- 二 法第十三条の十四第一項の規定による撤去等に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積
- 三 法第十四条第十五項の規定により受託した者が、運搬若しくは処分に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積

2 条例第二条第一項の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 条例第二条第一項に規定する産業廃棄物の同項に規定する処理により生じた物を当該処理をした場所で保管するために行う再生土の堆積
- 二 舗装工事として行う再生土の堆積

三 その他知事が定める再生土の堆積

(条例第三条第二項の規則で定める措置)

**第五条** 条例第三条第二項の規則で定める措置は、別表第一に定めるとおりとする。

(条例第三条第三項の規則で定める許認可等)

**第六条** 条例第三条第三項の規則で定める許認可等は、別表第二に掲げる許認可等とする。

(環境影響の防止措置等)

**第七条** 条例第四条第一号の規則で定める方法は、知事が別に定めるところにより作成した検液について、水素イオン濃度にあつては日本産業規格K〇一〇二（以下この項において「規格」という。）十二・一に定める方法により、塩化物イオン濃度にあつては規格三十五に定める方法により測定する方法とする。

2 条例第四条各号の規則で定める基準は、水素イオン濃度にあつては水素イオン濃度指数が八・五以下であることとし、塩化物イオン濃度にあつては検液一リットルにつき五百ミリグラム以下であることとする。

3 条例第四条第二号の規則で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 水素イオン濃度 次のいずれかの措置

イ 再生土の埋立て等に使用された再生土の表面を、舗装その他の方法により、容易に破損しない不透水性の材料で覆うこと。

ロ 再生土の埋立て等に使用された再生土の表面を、当該再生土の埋立て等に供する区域の地盤を掘削した土砂で三十センチメートル以上覆うこと。

ハ 知事が別に定めるところにより、再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水（次号において「流出水」という。）の水素イオン濃度指数を減少させるための設備を設けること。

ニ その他知事が定める措置

二 塩化物イオン濃度 次のいずれかの措置

イ 前号イに掲げる措置

ロ 知事が別に定めるところにより、流出水に含まれる塩化物イオンを除去するための設備を設けること。

ハ その他知事が定める措置

(条例第五条第一項の規則で定める特定埋立て等)

**第八条** 条例第五条第一項の規則で定める特定埋立て等は、次の各号に掲げる者が発注する工事に係る特定埋立て等とする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区
- 二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により認可された土地区画整理組合
- 三 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社
- 四 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社
- 五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社
- 六 独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、成田国際空港株式会社その他これらに類する法人で知事が定めるもの
- 七 その他知事が定める法人  
(特定埋立て等の実施の届出)

**第九条** 条例第五条第一項の規定による届出は、再生土の埋立て等届出書（別記第一号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第五条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げる書類及び図面とする。
  - 一 条例第五条第一項の規定による届出をしようとする者（以下「届出提出者」という。）が個人である場合にあつては、住民票の写し
  - 二 届出提出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
  - 三 特定埋立て等に供する区域の位置図、平面図及び断面図
  - 四 特定埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - 五 特定埋立て等に使用される再生土を販売した事業者（以下「販売事業者」という。）ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面
  - 六 特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面
  - 七 特定埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面
  - 八 条例第三条第二項及び第四条の規定により講じる措置の内容を記載した書面
  - 九 土質試験その他の調査又は試験に基づき特定埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
  - 十 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十

六号) 第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。) を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図

十一 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応用算定及び断面算定を記載した構造計算書

十二 特定埋立て等の施工の方法及び工程その他知事が定める事項を記載した特定埋立て等施工計画書

十三 特定埋立て等が別表第二に掲げる許認可等に該当する場合にあっては、当該許認可等に該当することを証する書面

十四 特定埋立て等に供する区域の利用に関する計画を記載した書面

十五 その他知事が必要と認める書類及び図面

3 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 届出提出者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名

二 特定埋立て等に供する区域の位置及び面積

三 特定埋立て等の期間

四 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的

五 現場責任者の氏名及び職名

六 その他知事が定める事項

(特定埋立て等の変更の届出)

**第十条** 条例第五条第二項の規定による届出は、再生土の埋立て等変更届出書（別記第二号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、前条第二項各号に規定する書類及び図面のうち、変更の内容に係る書類又は図面を添付するものとする。

(氏名等の変更の届出)

**第十一条** 条例第五条第三項の規定による届出は、氏名等変更届出書（別記第三号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第九条第二項第一号又は第二号に規定する書類のうち、変更の内容に係る書類を添付するものとする。

3 条例第五条第三項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法人の代表者の氏名

二 その他知事が定める事項

(再生土管理台帳)

**第十二条** 条例第六条に規定する台帳は、再生土管理台帳（別記第四号様式）によるものとする。

2 条例第六条の規則で定める事項は、次の各号に定める事項とする。

- 一 条例第五条第一項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）の氏名又は名称
- 二 特定埋立て等に供する区域の位置及び面積
- 三 特定埋立て等の期間
- 四 特定埋立て等に使用される再生土の量
- 五 現場責任者の氏名及び職名
- 六 販売事業者の氏名又は名称及び住所
- 七 特定埋立て等に使用される再生土を製造した事業者（以下「製造事業者」という。）の氏名又は名称及び住所
- 八 販売事業者ごとの再生土の搬入量及び搬入期間
- 九 一時堆積の場合にあっては、特定埋立て等に供する区域から搬出された再生土の一日当たりの量
- 十 その他知事が定める事項

(特定埋立て等の施工状況の報告)

**第十三条** 条例第七条第一項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から十日以内（条例第十条の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事が別に指定する日まで）に、特定埋立て等施工状況報告書（別記第五号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次の各号に定める事項とする。

- 一 条例第三条第二項及び第四条の規定により講じた措置の内容
- 二 その他知事が定める事項

(水質の検査結果の報告)

**第十四条** 条例第七条第二項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一月以内（条例第十条の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事が別に指定する日まで）に、水質検査結果報告書（別記第六号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 条例第七条第二項の規定による水質検査（以下「水質検査」という。）に使用した排水を採

取した地点の位置図及び現場写真

二 次条第二項の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第七号様式）及び水質検査結果証明書（別記第八号様式）

（条例第七条第二項の規則で定める方法）

**第十五条** 条例第七条第二項の規則で定める方法は、第七条第一項に定める方法とする。

2 水質検査は、特定埋立て等を開始した日から三月ごと（条例第十条の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が指定する期日）に、知事の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、行わなければならない。

（標識の様式等）

**第十六条** 条例第九条に規定する標識の様式は、再生土の埋立て等に関する標識（別記第九号様式）とする。

2 条例第九条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 条例第五条第一項の規定による届出をした日

二 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的

三 特定埋立て等に供する区域の位置

四 届出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先の電話番号

五 販売事業者の氏名又は名称

六 製造事業者の氏名又は名称

七 特定埋立て等に使用される再生土の搬入量（一時堆積の場合にあつては、再生土の年間の搬入及び搬出の量）

八 現場責任者の氏名及び職名

九 特定埋立て等に供する区域の位置図

（終了の届出）

**第十七条** 条例第十条の規定による届出は、再生土の埋立て等終了届（別記第十号様式）を知事に提出して行うものとする。

（関係書類等の保存の方法）

**第十八条** 条例第十一条の規定による関係書類等の保存は、当該関係書類等を届出者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により作成された当該関係書類等に係る記録を届出者の住所又は所在地において直ちにその内容を書面に表示する

ことができる状態で保存する方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

**第十九条** 条例第十四条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十一号様式）とする。

(条例の規定の適用除外の申出)

**第二十条** 条例第十五条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書（別記第十二号様式）を知事に提出して行わなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第二十条の規定による適用除外申出書の提出については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

**附 則**（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

**附 則**（令和五年四月二十八日規則第四十号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可は、改正後の千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則別表第二第十二号に掲げる許可とみなす。

**附 則**（令和五年五月二十三日規則第四十二号）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

**附 則**（令和六年三月二十九日規則第二十八号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

## 別表第一（第五条）

### 一 一時堆積以外の特定埋立て等の場合の措置

イ 特定埋立て等に供する区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置を講じること。

ロ 著しく傾斜している土地において特定埋立て等を行う場合にあっては、特定埋立て等を行う前の地盤と特定埋立て等に使用された再生土とが接する面が滑り面とならないように、当該地盤の斜面に段切りその他の措置を講じること。

ハ 埋立て等の高さ（特定埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部との高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表に定めるとおりとすること。

埋立て等の高さ	のり面の勾配
五メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・五メートル以上の勾配
五メートルを超え、十メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配
十メートルを超える高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

ニ 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造を宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第八条から第十二条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造を同令第十四条の規定にそれぞれ適合させること。

ホ 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝を設置すること。

ヘ 特定埋立て等の終了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置を講じること。

ト のり面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、モルタルの吹付けその他の措置を講じること。

チ 特定埋立て等に供する区域（のり面を除く。）について、芝張りその他の再生土の飛散を

防止するための措置を講じること。

- 二 一時堆積の場合の措置 埋立て等の高さは五メートル以下とし、のり面の勾配は垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配とすること。

## 別表第二（第六条）

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条の規定による制限に係る許可
- 二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の規定による許可
- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可（同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。）
- 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による許可
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項及び第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可
- 六 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の規定による承認並びに同法第三十二条第一項及び第九十一条第一項の規定による許可
- 七 土地区画整理法第七十六条第一項の規定による許可
- 八 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の規定による許可
- 九 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可
- 十 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項及び第二十一条第三項の規定による許可
- 十一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による許可
- 十二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による許可
- 十三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による許可
- 十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可
- 十五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第六十六条第一項の規定による許可
- 十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による許可
- 十七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による許可
- 十八 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による許可
- 十九 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による許可
- 二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第

六十七号) 第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による許可

二十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可

二十二 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による許可

二十三 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による確認

二十四 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による許可

二十五 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による許可

## 別 記

第一号様式（第九条第一項）



第二号様式（第十条第一項）

再生土の埋立て等変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定埋立て等について、次のとおり変更するので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第5条第2項の規定により必要な書類又は図面を添えて届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出日	年 月 日	
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番	ほか 筆
変 更 の 内 容	新	旧
変 更 の 理 由		

第三号様式（第十一条第一項）

氏名等変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

㊦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定埋立て等について、次のとおり変更したので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第5条第3項の規定により必要な書類を添えて届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出日	年 月 日	
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番	ほか 筆
変 更 の 内 容		
	新	旧
氏名又は名称		
住 所		
法人の代表 者の氏名		
そ の 他		

第四号様式（第十二条第一項）

再生土管理台帳（ 年 月分）

届出者の氏名 又は名称		特定埋立て等に 供する区域の位置	地番  ほか 筆
特定埋立て等に 供する区域の面積	m <sup>2</sup>	特定埋立て等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定埋立て等に使用 される再生土の量	m <sup>3</sup>	現場責任者の 氏名及び職名	
販売事業者の氏名 又は名称及び住所	(氏名又は名称) (住所)		
製造事業者の氏名 又は名称及び住所	(氏名又は名称) (住所)		
再生土の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで		
前月までの 搬入量の累計	m <sup>3</sup>	今月末までの搬入量	m <sup>3</sup>

日付	搬入量 (m <sup>3</sup> )	搬出量 (m <sup>3</sup> )	摘要
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計(残)			

注 搬出量の欄は、一時堆積の場合のみ記載すること。

特定埋立て等施工状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者  
住 所  
氏 名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第7条第1項の規定により、特定埋立て等の状況を次のとおり報告します。

特定埋立て等の実施の届出日	年 月 日
特定埋立て等に供する区域の位置	地番 ほか 筆
特定埋立て等に使用された再生土の量	m <sup>3</sup>
条例第3条第2項及び第4条の規定により講じた措置の内容	

水 質 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所

氏 名

㊦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第7条第2項の規定により、水質検査の結果を次のとおり報告します。

特定埋立て等の 実施の届出日	年 月 日
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番  ほか 筆
排水を採取した地点	別添位置図及び現場写真のとおり
水 質 検 査 の 結 果	別添検査試料採取調書及び水質検査結果証明書のとおり

検査試料採取調書

年 月 日

採取者  
住 所  
所 属  
職氏名  
連絡先電話

㊟

別添の水質検査結果証明書に係る検査試料を次のとおり採取しました。

報 告 区 分	定期 ・ 終了
水質検査結果証明書 の 発 行 番 号	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	



第九号様式（第十六条第一項）

再生土の埋立て等に関する標識	
特定埋立て等の実施の届出日	
土地の利用目的	
特定埋立て等の位置	
届出者の氏名、住所及び連絡先	氏名（名称）
	住所（所在地）
	連絡先
特定埋立て等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定埋立て等の面積	特定埋立て等に供する区域の位置図
販売事業者の名称	
製造事業者の名称	
再生土の搬入量（一時堆積の場合は、再生土の年間の搬入量及び搬出量）	
現場責任者の氏名及び職名	

注 標識の寸法は、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上とする。

再生土の埋立て等終了届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定埋立て等が終了したので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出をした日	年 月 日
特定埋立て等を行っ た区域の位置	地番  ほか 筆
特定埋立て等 を終了した日	年 月 日

（表）

	第 号
	職 氏 名
	生年月日
写 真	上記の者は、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第14条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。
	年 月 日発行
	千葉県知事 印

（裏）

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例抜粋  
（立入検査）

**第14条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、再生土の埋立て等に供するものと認められる区域又は再生土の埋立て等を行っており、若しくは行ったと認められる者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

適 用 除 外 申 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

申出者

印

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第15条第1項の規定により同条例の規定の適用の除外を受けたいので、次のとおり申し出ます。

適用の除外を受けようとする区域	市（町・村）の区域
適用を除外する日	年 月 日
本市（町・村）が講じた（講じようとする）再生土の埋立て等に対する施策の内容	
備 考	